

各県立学校長 様

高知県教育長

県立学校における臨時休業期間の延長等について(通知)

県教育委員会では令和2年4月 17 日付け2高高学第 254 号により通知したとおり、知事からの要請に基づき全ての県立学校を5月6日(水)まで全面休業としているところですが、この度、5月8日(金)まで休業を延長することとし、5月11日(月)以降の取扱いを「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」として下記のとおりまとめたので、通知します。

県立学校の再開等については、「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づき、連休中の国の動向や県内における感染者の確認状況を見据えながら検討することとしております。そのため、今後、一定の期間において、各校が所在する福祉保健所管内の感染者の確認状況をもとに対応と方向性を示していく予定としております。

なお、5月 11 日(月)以降の最終的な学校の対応につきましては、5月 7 日(木)までに改めて通知します。

記

1 臨時休業期間を5月8日(金)まで延長する

(1) 5月7日(木)~8日(金)の2日間に登校日を設定

<県立中学校・高等学校>

5月7日・8日においては、登校日(分散登校等)を設定し、5月 11 日以降の学校の対応、生徒の健康状態の確認や学習状況の確認、課題の提出・新たに休業を延長した場合の課題の提示等の準備を行う。

<県立特別支援学校>

5月7日・8日においては、登校可能な児童生徒等については登校できる日を設定し児童生徒等の健康状態を確認し5月 11 日以降の学校の対応を周知するとともに、登校が難しい児童生徒等については、5月 11 日以降の学校の対応を連絡し、児童生徒等の健康状態の確認を行う。

(2) 5月11日(月)~22日(金)についての考え方

<県立中学校・高等学校・特別支援学校>

○本県における感染者の確認が4月 30 日(木)直近1週間程度の状況で推移していることを前提とし、5月 6 日(水)までの緊急事態宣言に伴う効果を一定見極める必要があることから、国の緊急事態宣言の継続・解除にかかわらず、5/11~5/22 の2週間の間、臨時休業期間とする。

なお、5/11 以降の休業期間中にあっても、別記「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」の区分III、IVの場合は、校長の申し出によって協議を行い、休業を解除することができるとしている。

(別記「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」を参照)

○5月 7 日(木)までには正式な通知を発出する。

2 5月 25 日(月)以降における学校再開の考え方

<県立中学校・高等学校・特別支援学校>

○本県における感染者の確認が4月 30 日(木)直近1週間程度の状況で推移していることを前提とし、5月 25 日(月)以降は、学校再開とする。ただし、本県の感染状況が厳しい場合はこの限りではない。

○学校再開以降、感染者が確認された場合は、国の専門家会議で示された「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を適用する。

○5月 20 日(水)頃には正式に決定し、通知を発出する。

3 部活動等について

○5月 24 日(日)までは、引き続き部活動や正課外の学習活動は禁止とする。

○5月 25 日(月)以降、学校を再開する場合は、部活動等も再開とする。ただし、生徒同士が接触して行う格闘技(柔道、剣道、レスリング、相撲等)については禁止とし、緩和等についての検討を継続する。

○部活動の再開については、令和2年3月 24 日付け事務連絡「県立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる部活動等の再開について」の対応を行い、特に以下のことに注意すること。

・生徒が密集する活動

・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動

・向かい合って発声したりする活動

○運動部活動の再開にあたっては、すぐに激しい運動を行うのではなく、生徒の体調等も考慮した練習メニューを設定し活動時間を短縮するなど、工夫すること。

4 感染防止対策の徹底について

- ① 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ② 手洗い、うがい、咳エチケットの徹底
- ③ 集団感染のリスクへの対応として、「3密」の徹底的な回避、例えば、教室等のこまめな換気を実施する（可能であれば2方向の窓を開け換気を行うこと）

○文部科学省からの教育活動の再開等についての通知（令和2年3月24日付け元文科初第1780号）及び4月6日付け教育活動の再開等に関するQ&Aを参照

別記「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」

本県における感染者の確認が4月30日（木）直近1週間程度の状況で推移していることを前提とし、

① 県立中学校・高等学校においては、下表の5/6以前の直近1週間程度の基準期間の状況を福祉保健所管内における感染状況にあてはめ、各校の区分を確認し、該当する区分における5/11以降の対応の準備を行うこと。

なお、5/11以降の休業期間中にあっても、区分III、IVの場合は、校長の申し出によって協議を行い、休業を解除することができる（その場合は部活動についても一部再開（格闘技等を除く）とする）。

② 特別支援学校においては、5月6日（水）までの休業を5月22日（金）まで延長し、5月11日（月）以降については、保護者による通学の過密防止への協力が可能で登校を希望する場合は学校で受け入れる対応を行い、5月25日（月）以降は、令和2年度の補正予算による、バス・ジャンボタクシーの増便等による通学の過密防止対策が可能となった学校から順次再開することとする。

5/6(水)以前の直近1週間の状況		5/11(月)以降の対応 (5/11～5/22まで臨時休業)	5/25(月)以降の対応
区分	福祉保健所管内感染者状況 (高知市管内は人口規模を踏まえ対応)	地域別（学校が所在する管内）対応	
I	基準期間において感染者が、日々連続して確認されている	・登校日等は設定しない*1	臨時休業：登校日等は設定しない*1
II	基準期間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている	・登校日の設定（分散登校）する*2 ・臨時時間割*3 ・昼食（給食）を提供する場合は、概ね20名以下となるように工夫 ※自宅学習希望者への対応*4	学 校 再 開
III	基準期間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている	・通常の時間割（校時）での補習 ・昼食（給食）の提供可 ※自宅学習希望者への対応*4	・通常通り再開*5 ・部活動等は一部解除（格闘技等を除く） ※学校再開後に感染者が確認された場合、休業するかどうかの判断は、国の専門家会議で示された地域区分を基準にする。 ①感染拡大警戒地域（休業する） ②感染確認地域（休業しない） ③感染未確認地域（休業しない）
IV	基準期間において感染者が確認されていない	※校長の申し出によって協議を行い休業を解除	

※ 県内広範囲で感染者が確認された場合や、1つの市町村において集中して確認された場合については別途協議する。

*1…学習課題の提供やビデオ教材等による家庭学習支援を行う。

*2…分散登校として、1クラス30名以上のクラスでは、学年・クラスなどを分けたり、曜日によって学年の登校日を変えたり、時差登下校等の工夫を行う。その際、クラスの生徒数が20名程度となるように工夫する。

*3…臨時時間割では、午前中3時間、午後に3時間のようなイメージで、分散登校の学年・クラスの入れ替えなど。

*4…補習や授業で使用する教材やビデオ教材等を個別に提供するとともに、定期的な個別指導も行う。

*5…合理的な理由で登校できない生徒に対して、授業で使用する教材やビデオ教材等を個別に提供するとともに、定期的な個別指導も行う。

【担当】

高知県教育委員会事務局

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）